

2014

Nov, Vol. 162

News Letter

— 目 次 —

生産性向上設備投資促進税制
Oracle12c 機能紹介③マルチテナント
Plaza-i と共に成長するには
最新 WindowsOS の動向
Plaza-i 新機能—メモ機能
GLS 消費税申告書のご案内
最新の Plaza-i バージョン情報
確実な金銭贈与を行うために
平成 27 年から適用される贈与税率

◆年末年始のお知らせ◆

誠に勝手ながら、下記の期間、年末年始のお休みとさせていただきます。

新年は5日より、通常営業を致します。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(B A)

12/27(土) ~ 1/4(日)

26日の営業時間は17:00迄とさせていただきます。

(あいわ)

12/27(土) ~ 1/4(日)

26日の営業時間は17:30迄とさせていただきます。

生産性向上設備投資促進税制

経済産業省は、中小企業向けに「先端設備」「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設しました。

対象となる企業は

- ① 常時使用する従業員が 1,000 名以下の個人
- ② 大規模法人の子会社ではない資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人

- ③ 農業協同組合等

となります。

平成 26 年 1 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得した機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、ソフトウェアが対象となり、投資に税制措置が適用できます。

対象設備には

先端設備：生産性向上を年平均 1%以上向上できる最新モデル

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備：投資計画における投資利益率が年平均 15%以上（中小企業者等は 5%）

という条件があります。

これらの条件をクリアした投資には次の税制措置が適用されます（上限：当期法人税額等の 20%）。

- ① 即時償却もしくは 5%法人税額等控除（平成 28 年 3 月 31 日まで）
- ② 特別償却 50%もしくは 4%法人税額等控除（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）

また、「中小企業投資促進税制」も合わせてさらに厚い税制措置を受けることも可能です。

本年 9 月、Plaza-i は対象ソフトウェアとして登録、認められました（ただし、追加開発、作業等対象とならないものもございます）。

税制措置の適用には弊社からの届け出も必要ですので、適用を希望するお客様は弊社にお問い合わせください。また、これを機にぜひ Plaza-i の導入、追加をご検討ください。

※本文章は税制の一部をご紹介しますので、適用の可否につきましては貴社ご契約の税理士等にご確認ください。

(参考)

生産性向上設備投資促進税制説明URL（経産

省）：http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

Oracle12c機能紹介③マルチテナント

Oracle Database 12c の Enterprise Edition では、マルチテナントアーキテクチャが導入されました。今回は、このアーキテクチャについて解説します。

■マルチテナントアーキテクチャのメリット

複数の DB を一つにまとめるデータベース統合には、従来から「スキーマ統合」と呼ばれる手法があります。

スキーマ統合は、同一 DB インスタンス上の異なるスキーマで業務データを管理する方法です。スキーマ統合は DB サーバのリソースの使用効率はとても良いのですが、スキーマ毎の独立性が低く、セキュリティリスクがあるため、アプリケーション側で、それに対処する必要があります。（権限があれば容易に他のスキーマを参照できます）

マルチテナントアーキテクチャのデータベースは Container Database（以下 CDB）と呼ばれます。CDB の中に、管理用のルートテナントが 1 個と、複数の Pluggable Database（以下 PDB）を作成します。PDB もテナントの一種です。

業務データは、各 PDB に格納して管理します。PDB は仮想的なデータベースであり、高い独立性が保たれます（ある PDB から、別の PDB を参照することは、通常の設定ではできません）。

DB インスタンスは 1 個であり、メモリの管理などは CDB 全体で行うため、スキーマ統合が持つリソース使用効率の良さと、業務データ（PDB）の独立性という、二つのメリットを併せ持ちます。

CDB に対してアップグレード・パッチ適用を行うと、配下にある全ての PDB に、自動で反映されます。つまり、マルチテナントにより複数のデータベースを別々にアップグレード・パッチ適用する必要がなくなります。

PDB は Pluggable Database の名前の通り、脱着することができます。現在使用している CDB から切り離し（unplug）、別のマシンの CDB に接続（plug）して使用することができます。例えば、何らかの理由でアップグレード・

パッチ適用したくない PDB がある場合、その PDB は事前に切り離しておき、アップグレード・パッチ適用しない他の CDB に接続することができます。

■ マルチテナントアーキテクチャの仕組み (以下はOracle Database管理者向けです)

マルチテナントアーキテクチャでは、制御ファイル・REDO ログ・UNDO 表領域は、ルートコンテナのみが持ち、全ての PDB で共有します。

SYSTEM・SYSAUX 表領域は、各コンテナ(ルートコンテナおよび PDB) が持ちますが、PDB 側の SYSTEM・SYSAUX 表領域は、PDB 固有の情報のみを持ち、共通の情報はルートコンテナ側に持つため、必要な領域が削減されます。

USERS 表領域や一時表領域は、各コンテナが、それぞれ専用の表領域・データファイルを持ちます。

マルチテナントの Oracle ユーザには、「共通ユーザ」と「ローカルユーザ」があります。共通ユーザは、全てのコンテナで使用できるユーザです。ローカルユーザは、作成したコンテナ (PDB) のみで使用できるユーザです (PDB が独自に管理するユーザ)。

共通ユーザは、通常、CDB 全体を管理する目的で使用します。PDB 側では、通常はローカルユーザを使用します。

ローカルユーザは PDB が管理しているため、異なる PDB であれば、同じローカルユーザ名 (スキーマ名) を使用することができます。異なる PDB 間で、同じローカルユーザ名が存在しても、スキーマオブジェクトを共有しているわけではありません。

ローカルユーザを使用している場合、他の PDB のオブジェクト (テーブルなど) を参照することはできません (既述の通り)。しかし、通常のデータベース間通信と同様、データベースリンクを作成すれば、他の PDB を参照可能です。PDB 間のデータベースリンクは、実際には DB 内部の通信であるため、非常に高速です。

マルチテナントでは、ルートコンテナに接続する場合、ローカル接続とリモート接続の両方が可能です。一方、PDB に接続する場合は、リモート接続のみ可能です。そのため、リスナーには、各 PDB のサービス名を登録する必要があります。

初期化パラメータは、CDB 全体で共通のもの

のと、PDB 毎に設定可能なものがあります。PDB 側で設定した初期化パラメータは、SPFILE ではなく、ディクショナリ表 (PDB_SPFILE\$) に保存されます。

各 PDB は、個別に shutdown / startup することができます。RMAN によるバックアップ・リカバリは、CDB 全体で実行することも、特定の PDB に対して実行することも可能です。

REDO ログは CDB 全体で共有しますが、インカネーション番号は、CDB のインカネーション番号と、各 PDB のインカネーション番号を持っています。この仕組みのため、特定の PDB のみ、リカバリ・RESETLOGS でオープンすることができます。

ルートコンテナ側のファイルが破損した場合は、CDB 全体のリカバリを実行する必要がありますが、PDB 固有のファイルの破損であれば、該当 PDB のみのリカバリで済むため、破損していない他の PDB は、稼働状態を維持することができます。

Plaza-iと共に成長するには

Plaza-iは知らないうちに良くなっている

9月号のニュースレター「ワンソースの効果」で書かれていたように、Plaza-iはワンソースであり様々なメリットがあります。全てのお客様が同じプログラムを利用し、パラメータの設定等によりお客様の運用に必要な機能を選択してご利用頂いています。お客様からご指摘頂いた改善要望やご依頼頂いたカスタマイズ機能が日々追加されており、1~2ヵ月に1回くらいのペースで、Plaza-iの新バージョンをリリースしています。お客様はPlaza-iをバージョンアップすることで、新たな機能が含まれたプログラムを利用することができます。お客様が知らないうちに様々な新機能が追加され、日々、成長していく。それがPlaza-iの大きな特徴です。

バージョンアップは成長するチャンス

多くのお客様は1年~3年くらいでバージョンアップを実施されていると思います。バージョンアップ時にPlaza-iの運用を見直し、必要に応じて新しい機能を利用することで、Plaza-iの特徴をフル活用してお客様の業務を改善していくことができます。

新機能でなくても、Plaza-i には様々なモジュールがあります。GLS 一般会計を利用しているが、支払の管理が大変なので APS 債務管理の追加を検討するなど、今まで利用していないモジュールの追加導入を検討するのも良いでしょう。

データ量が多いなど非機能への要求が多い場合は、Plaza-i の機能だけでなく 9 月号のニュースレター「非機能要求の(再)定義のすすめ」にあるように非機能部分についても見直して下さい。

新機能を確認する

バージョンアップでリリースされた内容については Plaza-i のメニューにある「Plaza-i リリースノート照会」で確認することができます。(V2.00.35.0 以降から対応。未対応の場合、あるいは対応済みでも未設定やインターネット接続ができない場合は、弊社よりエクセル版のリリースノートをお渡ししています。) リリースノート照会には膨大な量のリリース内容が出てきますので『一般重要度』が「重要」となっているものを中心にご確認頂くと良いと思います。

気になるリリース内容があり、具体的にもっと内容を知りたい場合は、Plaza-i ユーザーズガイドダウンロードサイトにて最新のユーザーズガイドをダウンロードし、機能の目的などを確認することができます。新しいモジュールの内容については、新モジュールのユーザーズガイドの概要章で機能を全体的に確認すると良いでしょう。

新機能以外でも、今まで利用していない機能を確認したい場合は、各ユーザーズガイドの概要章にある「メニュー構成と機能」をご確認下さい。

リリースノートやユーザーズガイドを見ても良く分からない場合は、お手数ですが、弊社担当者にご相談下さい。

少ない投資で確実な効果を得るには

利用してみたい機能がありましたら、必ず弊社担当者にご相談下さい。Plaza-i はパラメータの設定により多くの機能を制御していますので、お客様の判断で設定を変更するのはとても危険です。

新機能を利用するには、通常、弊社の支援が必要になります。適用コンサルティング、セッ

トアップ、トレーニング、テストや稼働後の支援等の費用が発生します。また、新しいモジュールであればライセンス料が必要ですし、機能によっては、オプション料が必要な場合もあります。しかしながら、バージョンアップ時に導入当初と同程度～6 割くらいの費用が発生すると言われている他社 ERP と比べれば、運用を全面的に変更するようなことがなければ、少ないコストで済むはずで

利用したい新機能は、テスト環境で本当に利用できるか確認します。新しい機能を利用すると、今までの運用に不都合が発生することもあるかもしれません。もう少し自社の運用に合うように機能変更したいという要望が出るかもしれません。新しい機能に問題が無ければ、本番環境をセットアップして新しい運用のはじまりです。

おわりに

お客様は Plaza-i の機能の一部を利用して運用していますが、Plaza-i はとても大きなシステムです。ユーザーズガイドのページ数は 1 万 3 千ページ以上あります。この大きなシステムを維持するために弊社もノウハウを蓄積してきましたが、それでも、維持は大変です。多くのコストをかけて維持、成長している Plaza-i といっしょにお客様の業務を改善していくために、定期的な運用の見直しをおすすめ致します。新機能により、今まで苦労していた問題が解消されるかもしれません。

最新WindowsOSの動向

2014 年も残り 1 か月ほどとなりました。今回は少し早いですが、今年 Windows OS に関連した事象を振り返りながら、最新の Windows に関する情報をご紹介します。

Windows XPのサポート終了とOS動向

本年の OS に関して最大の出来事は、まさに、Windows XP のサポート終了であったと思います。マスコミや各種メディアでも取り上げられましたが、皆様の中にもご対応に奔走された方も多いのではないのでしょうか？

まずは、現在リリースされている Windows OS とそのサポート期間についてまとめてみました。

OS	サポート終了日
Windows Vista	2017/4/11
Windows 7	2020/1/14
Windows 8	2023/1/10
Windows 8.1	現時点では、Windows8と同じ

(出典：http://www.microsoft.com/ja-jp/windows/lifecycle/xp_eos/faq.aspx#support6)

この資料によると、直近では、Windows Vistaのサポートが後3年弱で終了することとなります。企業活動を安全に継続するには、マイクロソフト社（以下MS社といいます）によるセキュリティパッチが提供される、サポートされたOSを利用することが非常に重要ですので、サポート期間の終了予定を加味しつつ、次期OS環境を選定なさるケースも多いことでしょう。

さて、今回のWindows XPのサポート終了に伴い、現在どのOSが最も利用されているのかを調査した結果（2014年7月現在、朝日インタラクティブホームページより）があります。これによると、Windows7、50.55%、Windows8/8.1、12.5%となっており、（いまだXPを利用という割合が25.31%もあることにも驚きますが）XPからは、Windows7へ移行されたことが顕著になっております。サポート期間では、Windows8/8.1の方が3年長いのですが、移行先OSとして、最新OSは不人気のようにです。

筆者も、会社では、Windows7、自宅では、Windows8.1を利用していますが、確かに「モダンUI」は、タッチパネル機能がないディスプレイ上では、ほとんど有用性を感じたことはありません。ただし、通常のデスクトップ画面へ進んでしまうと、なんら遜色はないのですが、デスクトップ環境をメインに利用するユーザにとっては、「モダンUI」から、ひと手間かけなくてはデスクトップを表示できないという第一印象が受け入れ難かったのではないのでしょうか？

Windows10=Windows7+Windows8

さて、このような状況の中で、MS社は、9月30日に、最新OSとして、Windows10を発表し、2015年後半には、発売する予定との報道がなされました。

そして、現在、MS社のホームページより、「Technical Preview」版のWindows10が公開され、PCに詳しいユーザやITプロフェッショナルに対し、このプレビューに参加し、

Windowsを作り上げるための協力を求めています。筆者も最新OSがどのような方向に向かうのか気になりましたので、自宅のPCに「Technical Preview」版のWindows10をインストールし、数日間利用しました。

タイトルにある通り、「Windows10=Windows7+Windows8」というのが率直な感想です。まだ数日間の利用ですので、表面的に感じられる部分を中心となりますが、以下にその特徴をまとめました。

① デスクトップ環境の復権

まず、Windowsへログインした直後に表示されるのは、Windows7時代から見慣れたデスクトップ画面となりました。また、Windows8では廃止されていたスタートボタンも復活しています。このあたりは、一気に「モダンUI」を進め過ぎたところを、現行のデスクトップ環境利用ユーザ向けに少し戻してきたものと感じました。

その一方で、コントロールパネルから、初期表示する画面をWindows8と同じ、「モダンUI」とすることも可能になっています。

例えば、Windowsタブレットでは、初期表示を「モダンUI」とし、通常のPCでは、初期表示を今までのデスクトップとするといったことが可能になります。PCメーカーの協力も必要でしょうが、1つのOSで、インストールされるデバイスに応じた初期表示を設定したリリースが期待できます。（Windows8では、第一印象の段階で、デスクトップ環境利用ユーザは置き去りにされてしまったように感じることもありましたので、利用環境に応じた設定がされているとかなり違った印象になると思います）

② Windows8の最新機能の踏襲

Windows8から導入されたOne Driveとの連携や、Windowsストアアプリは、そのまま利用可能です。

また、Windowsストアアプリをデスクトップ環境からもそのまま実行できるようになりました。筆者もYouTube閲覧用のWindowsストアアプリを利用していますが、今までは全画面表示しかできなかったのですが、今度は、Webページを検索しながら、YouTubeを再生しつつ、メールを見るといったことも可能です。デスクトップPCなど、スクリーンが大きい環境では、このようにマルチウィンドウで利用できるからこそ、その良さと思います。

最後に

Windows10 は、以前からの PC ユーザのニーズとタブレットやスマートホンのユーザのニーズを 1 つの OS で両立させようとする挑戦的な OS のように思います。そのリリースもきっと注目度の高いものになると思います。

MS 社が、今回の新 OS を、Windows8 の後継バージョンとして、Windows9 と名付けず、「新世代の Windows、そしてあらゆるデバイスで包括的に動作する幅広いプラットフォームである」といったことを表わす OS として Windows10 と名付けたところからも大いに期待を持ってそのリリースを待ちたいと思います。

※「Technical Preview」版は、開発中の OS としての機能評価、不具合の確認等を目的に公開されているものです。ここでご紹介した機能が製品版リリース時には変更となる可能性があります点は、ご了承ください。

Plaza-i新機能－メモ機能

今回、Plaza-i バージョン 2.01.23 で追加されたメモ機能についてご紹介します。

尚、現在、メモ機能において、Plaza-i に実装されているのは、ごく一部です。ですが、機能を拡張できる構造になっております。よって、カスタマイズを行えば、メモ機能を、ユーザーズガイドに掲載している画面・レポート以外にも付与する事は可能です。

メモ機能とは

ユーザ任意の文字列情報を、ユーザが登録したい箇所に登録し、その情報を、ユーザが出力したい箇所に出力する機能です。

今までも、備考欄・摘要欄を利用すれば、任意の文字列情報を登録することは出来ました。ただ、大きく異なるのは、「大量の文字列情報を保存で出来る事」・「既存文字列情報の転記」を可能としています。

1 点目：大量の文字列情報を保存

各マスター・各伝票に登録できる文字列情報の文字数には制限があります。例えば、発注伝票だったら、“発注摘要：40 バイト”・“発注メモ：254 バイト”のように、情報を格納する

項目の桁数の制約を受けます。発注伝票に登録できる文字数に制限があるので、結果的に、発注伝票から出力するレポートに表示する文字数にも制限があります。

その為、「注文書に、もっと固定的な文章を記載したい」「お客様との情報を、メモ代わりに、マスターに保存しておきたい」のような運用は、Plaza-i では表現できなかったので、システム外で運用する他ありませんでした。

ただ、今回は紹介するメモ機能では、データベースの物理的な領域が許す限り、無制限に文字情報を登録出来ます。

詳細には、254 バイトの文字列を格納するフィールドをヘッダ明細型の構造で持ち、登録する行数を追加していく事で、大量の任意文字列情報を登録する事を可能としています。

また、レポート側にも、明細形式でメモ情報を出力する事で、データ量に合わせて可変的に、登録した文字列情報を印字する事が出来ます。

現在、本機能を有している画面・レポートは、「得意先マスター」「仕入先マスター」「支払先マスター」「発注伝票入力」「支払方法変更」「汎用発注書」「支払通知書-仕入商品明細」等です。

2 点目：既存文字列情報の転記

「文字情報は登録して、注文書に表示する」・「各伝票で利用者が確認する運用がある」といったような場合でも、共通テンプレートとなる文章があり、各個別に利用する場合であっても、そのテンプレートをほぼ使い回し、もしくは、一部を変更して利用するだけ、といった場合が多いと思います。

本機能では、例えば、マスターにテンプレートとなるメモを登録し、伝票作成時に、マスターのメモを伝票に自動複写することによって、テンプレートを利用した運用にも対応しております。

また、ただ単に、マスターのメモを複写するだけでなく、設定した定義に沿って、複写するメモを選別することも出来ます。つまり、「普段は、テンプレート A を利用するが、ある条件ではテンプレート B を利用したい」といった場合でも、システムが自動的に、伝票に複写するメモを決定する機能を有しております。

現在、有している機能としては、「得意先区分マスター」から「得意先マスター」に複写し、

「得意先マスター」から、受注伝票から自動生成を行った「発注伝票」の経路等にメモを複写出来ます。

TOPICSにも掲載しております。

おわりに

今回ご紹介させて頂きました機能の詳細な情報は、ユーザーズガイド、MST マスター管理、概要(章)、メモ機能に記載しております。

尚、本機能のご利用、及び、機能拡張をお考えの場合は、弊社サポート担当者または導入担当者にお問い合わせ下さいませ。

GLS消費税申告書のご案内

消費税申告書（平成 26 年 4 月 1 日以後）

平成 26 年 4 月 1 日以後終了する課税期間分の消費税申告書には、バージョン番号 V2.01.17.0 で対応しました。GLS 一般会計の消費税申告書を利用する場合は、V2.01.17.0 以上のバージョンであることをご確認ください。

消費税の還付申告に関する明細書

「消費税の還付申告に関する明細書」については、バージョン番号 V2.01.20.0 で対応しました。GLS 一般会計の消費税申告書で「消費税の還付申告に関する明細書」も作成する場合は、V2.01.20.0 以上のバージョンであることをご確認ください。

ご不明な点等がございましたら Plaza-i サポート専用ダイヤル 03-5715-3315（内線：72）または、support@ba-net.co.jpまでご連絡下さい。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 26 年 11 月 11 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.23.07

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.87

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and

確実な金銭贈与を行うために

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続税法の改正に伴い、将来の相続税に対する関心が高まっています。金銭の生前贈与はオーソドックスな節税対策として周知されていますが、贈与の事実が認められない場合には、実際の相続発生時にこれまでの贈与がなかったものとして相続財産に戻されてしまう恐れがあります。このようなケースで最も多いとされているのが、「名義預金」と呼ばれるものです。

今回は「名義預金」と贈与の事実を明らかにするための留意点についてご説明します。

1. 贈与の成立と名義預金

金銭の贈与が認められるためには、贈与の事実が存在する必要があります。民法上の贈与とは、「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる」とされています。よって、一方的に与えるのではなく、与える側と受け取る側とが互いにその事実を認識しており、両者の意思をもって行われなければなりません。

よって、祖父が孫のために内緒で行う孫名義口座への預貯金は、孫がその事実を知らないことから贈与したことにはなりません。このような預貯金がいわゆる「名義預金」（＝自らの預貯金で作った他人名義の口座）です。

あげたつもりの名義預金は祖父の相続発生時に、相続財産を構成することになります。特にこのようなケースでは、家族が名義預金の存在を知らされていないため相続税の申告時に相続財産から漏れてしまうこともあります。数年後の税務調査で初めて発覚し、追徴課税を受けることも少なくありません。

2. 贈与の事実を明確にするために

では、相続発生時に「名義預金」と言われないうちにはどのようにしたらいいのでしょうか。預貯金の所有者は、名義だけでは必ずしも判断できないことから、贈与の実態を有していることが重要となります。贈与の実態を証明するポイントとして下記のような点があげられます。

① 贈与契約書の作成

お互いの意思を確認し、それを証明するために、贈与契約書を作成しておきます。契約は口頭でも成立しますが、税務調査において当時贈与があったと立証することは容易ではありません。不要な誤解を招かないためにも贈与契約書の作成をおすすめします。また併せて、公証人の確定日付を付与しておくことで作成時期の証明となります。

また、贈与実行の事実を明らかにするために、金銭の受け渡しは必ず預金口座を通して、振込で行うようにします。

② 受贈者への金銭の引き渡しが認められるか

贈与として認められるには、受贈者に金銭を引渡し、受贈者の管理のもと自らが自由に使用収益できる環境でなくてはなりません。孫が浪費しないようにと実際の通帳管理を祖父が行っており、孫が自由に引き出せない場合には、実態として祖父の管理下にあるため贈与があったとは言えません。（孫が未成年である場合には、親権者が管理を行いますが、民法に従い成人後は本人に管理を任せることとなります。）

③ 贈与申告書の提出・納税の事実

基礎控除額 110 万円を超える贈与を受けた場合には、忘れずに贈与税申告書の提出と納税を行います。贈与の事実を主張しても、きちんと申告が行われていなければつじつまが合わなくなります。また、そもそも贈与の事実が認められない場合には、申告を行ったとしても無効とされる可能性があります。

3. 最後に

上記のような対策のほか、連年贈与（毎年同じ時期に同じ金額を贈与すること）が、まとまった金額の分割払いであるとみなされないよう、毎年の贈与時期・金額を変えるなどの工夫もあります。

最近の相続税調査における指摘事項の 3 割～4 割を現金・預貯金が占めていると言われていいます。節税も兼ねてせっかく行った贈与がムダにならないためにも正しく生前贈与を行いたいものです。

平成 27 年から適用される贈与税率

平成 27 年 1 月 1 日以後、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例が創設されます。暦年課税の場合には、父母や祖父母からの贈与により財産を取得した 20 歳以上の受贈者について、特例税率の適用がある「特例贈与財産」と、特例税率の適用がない「一般贈与財産」に区分した税率を適用して贈与税額を求めることになります。

(1) 直系尊属から贈与を受けた場合（特例贈与財産）

改正後（平成 27 年 1 月 1 日以後）は、直系尊属（父母・祖父母など自分より前の世代で、直通する系統の親族）から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例により、直系尊属から贈与により財産を取得した 20 歳以上（その年 1 月 1 日時点）の受贈者については、相続税法に定める一般税率でなく、10%～55%の 8 段階に緩和された特例税率を適用して贈与税額を算出します。基礎控除後の課税価格が 4,500 万円超の場合は最高税率が 55%へ引き上げられますが、基礎控除後の課税価格が 3,000 万円以下の場合には税率が緩和される格好となります。

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与税の速算表

< 特例贈与財産用 >

区分	税率	控除額
200 万円以下	10%	—
400 万円以下	15%	10 万円
600 万円以下	20%	30 万円
1,000 万円以下	30%	90 万円
1,500 万円以下	40%	190 万円
3,000 万円以下	45%	265 万円
4,500 万円以下	50%	415 万円
4,500 万円超	55%	640 万円

(2) 直系尊属以外から贈与を受けた場合（一般贈与財産）

一方、一般贈与財産の場合には一般税率を適用します。相続税法に規定する一般税率は 10%～55%の 8 段階に改正され、基礎控除後の課税価格が 1,000 万円超～1,500 万円以下は 45%に引き下げられますが、基礎控除後の課税価格 3,000 万円超の場合は 55%に引き上げられます。

< 一般贈与財産用 >

区分	税率	控除額
200 万円以下	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円
600 万円以下	30%	65 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円
3,000 万円以下	50%	250 万円
3,000 万円超	55%	400 万円

(3) 一般贈与財産と特例贈与財産がある場合

改正後は一般贈与財産と特例贈与財産がある場合、基礎控除 110 万円を一般贈与財産と特例贈与財産の双方からそれぞれ合理的に控除する必要があることから、特別な計算方法が定められています。

その算式は下記のとおりとなります。

< 算式 >

- ① 基礎控除後の課税価格（※1）×一般贈与財産の税率×（一般贈与財産の価額／合計贈与価額（※2））
- ② 基礎控除後の課税価格×特例贈与財産の税率×（特例贈与財産の価額／合計贈与価額）
- ③ 贈与税額＝①＋②

（※1）基礎控除後の課税価格＝（一般贈与財産の価額＋特例贈与財産の価額）－基礎控除額

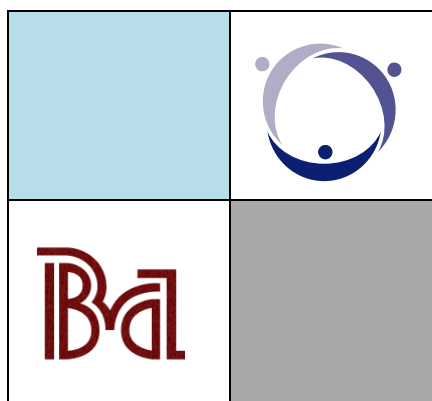
（※2）合計贈与価額＝一般贈与財産の価額＋特例贈与財産の価額

例) 贈与により叔父から一般贈与財産 200 万円、父親から特例贈与財産 300 万円を取得した場合

※基礎控除後の課税価格＝390 万円（500 万円－110 万円）

※合計贈与価額＝500 万円（200 万円＋300 万円）

- ① $(390 \text{ 万円} \times 20\% - 25 \text{ 万円}) \times (200 \text{ 万円} / 500 \text{ 万円}) = 21 \text{ 万 } 2,000 \text{ 円}$
- ② $(390 \text{ 万円} \times 15\% - 10 \text{ 万円}) \times (300 \text{ 万円} / 500 \text{ 万円}) = 29 \text{ 万 } 1,000 \text{ 円}$
- ③ ①＋②＝50 万 3,000 円



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>